

特定創業支援事業による証明書の発行について

新発田市が策定した創業支援事業計画について、「産業競争力強化法」に基づき平成28年1月13日付けで国の認定を受けました。この計画に位置付ける「特定創業支援事業」により支援を受け、市から証明書の交付を受けた方は、さまざまな優遇策を活用することが可能になります。

＊特定創業支援事業とは＊

特定創業支援事業とは、創業希望者等が「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に必要な4つの知識をすべて習得できるように支援する事業です。

市では、「個別相談」、「創業塾」、「経営支援セミナー」を特定創業支援事業に位置付けています。

＊特定創業支援証明書の交付＊

市が指定する特定創業支援事業により、原則4回以上かつ1か月以上の継続的な支援を受けた方には、必要に応じて市から「特定創業支援証明書」を交付します。この証明書の交付を受けた方は、Step3でご案内のとおり、さまざまな支援を受けることが可能になります。

各支援機関のお問い合わせ先

●新発田商工会議所

〒957-0053 新発田市中心部 4-10-10 TEL：0254-22-2757

●しばた商工会 本所

〒959-2323 新発田市乙次 475-3 TEL：0254-22-3925

●しばた商工会 紫雲寺支所

〒957-0204 新発田市稲荷岡 2371 TEL：0254-41-2319

●しばた商工会 加治川支所

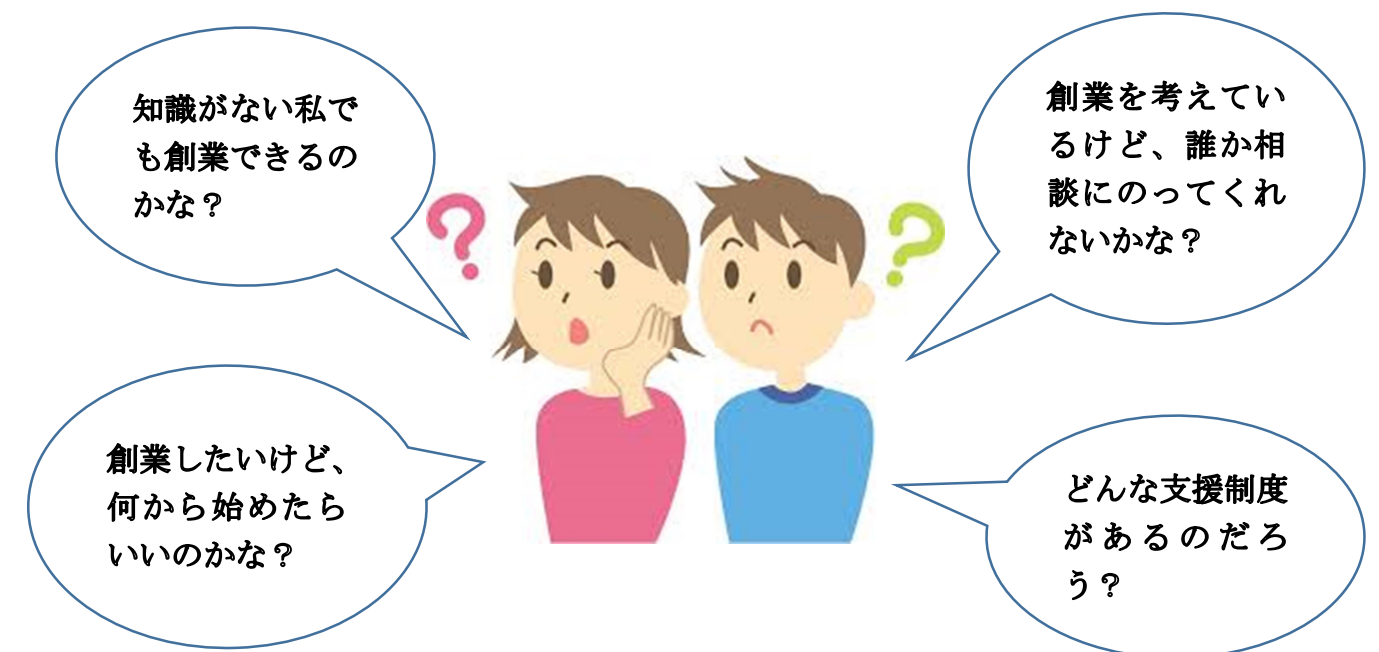
〒959-2415 新発田市住田 510 TEL：0254-33-3931

●新発田市商工振興課

〒957-0053 新発田市中心部 3-3-3 TEL：0254-28-9650

令和7年11月7日発行

新発田での創業を 応援します！



新発田市では、これから創業をお考えの方や創業して間もない方を支援するため、市内の創業支援機関と連携し、創業の段階に合わせたメニューを用意しています。

皆さまの「夢」の実現に向けて、お手伝いします。創業相談窓口までお気軽にご相談ください。

支援メニュー

創業の段階に応じた支援メニューを用意しています。皆さまの状況に応じた支援メニューをご紹介します。創業の実現までバックアップしていきます。

※創業までの流れの一例です。



Step1 相談する

創業をお考えの皆さま、まずは創業相談窓口へお越しください。創業時のさまざまな課題を解決するため、あなたに合った支援メニューをご紹介します。



Step2 学ぶ

創業塾、経営支援セミナーなど、創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく支援をご提供します。特定創業支援事業により、原則4回以上かつ1か月以上の継続的な支援を受けた方に「特定創業支援証明書」を交付します。

※特定創業支援事業、特定創業支援証明書についての詳しい内容は、4ページで紹介しています。



Step3 創業する

国や市では、創業時に活用できるさまざまな支援策をご用意しています。必要に応じて、これらの支援策をご紹介します。また、創業後も、地元商工会議所・商工会が皆さまの経営をサポートします。



Step1 創業について相談する

メニュー	内容	実施機関	実施時期
創業相談窓口	相談内容や創業の段階に応じて、支援機関や支援メニューをご紹介します。	新発田市商工振興課 新発田商工会議所 しばた商工会	随時（平日） （事前予約制）



Step2 創業に必要な知識やノウハウを学ぶ

※特定創業支援事業※

メニュー	内容	実施機関	実施時期
個別相談	創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）についてアドバイスします。	新発田商工会議所 しばた商工会	随時（平日）
創業塾	創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく創業塾を開催します。	新発田商工会議所	毎年10月開始予定 （全10回程度）



Step3 さまざまな支援を活用して創業する

※市の支援※

メニュー	内容	実施機関	実施時期
創業者向け市制度融資	必要な資金を融資します。また、市が利子補給（3年間を限度）及び信用保証料補給（一部）を行います。	新発田市商工振興課	予算の範囲内で受付
新規創業支援事業助成金	市内において新規に創業する方へ、事業の継続に係る経費を助成します。（3年間） メインストリート1階部分：50万円／年 その他の地域：25万円／年 特定創業支援証明書の交付を受けた方が対象 ※創業後や対象経費の契約後の場合は対象外	新発田市商工振興課	予算の範囲内で受付
個別相談	創業後も、地元商工会議所・商工会が相談に応じ、経営のサポートを行います。	新発田商工会議所 しばた商工会	随時

※国の支援（特定創業支援証明書の交付を受けた方が対象）※

メニュー	内容	証明書提出先
登録免許税の軽減	市内で会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。 ※株式会社の場合、資本金の0.7%が0.35%に減免（最低税額15万円が7万5千円に減額）	新潟県方法務局
創業関連保証の申込期間の特例	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6ヶ月前から利用可能になります。	新潟県信用保証協会 または金融機関
日本政策金融公庫「新創開業・スタートアップ支援資金」金利の引き下げ	新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。	日本政策金融公庫